

### 老齢基礎年金の請求について

老齢基礎年金は、国民年金の加入者であった方の老後の保障として、65歳になったときから給付されます。

#### ▼老齢基礎年金の受給要件

- ①保険料を納めた期間が10年以上必要です。老齢基礎年金は、保険料納付済期間（厚生年金保険や共済組合の加入期間を含む）と保険料免除期間などを合算した資格期間が、10年以上ある場合に終身にわたって受け取ることができます。
- 60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間（40年）が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができません。
- ②保険料を納める月数で年金額が変わります。保険料を納めていない期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。
- ③お手続きは原則65歳からです。
- ご希望の方は、年金の受け取る年齢に応じた「繰上げ受給」や「繰下げ受給」ができます。
- 繰上げ受給：60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受け取ることができます。ただし、年金額が減額されます。
- 繰下げ受給：66歳から70歳になるまでの間に繰り下げて受け取ることができます。年金額は増額されます。

#### ▼老齢基礎年金の年金額（令和3年度の額）

20歳から60歳になるまでの40年間の保険料をすべて納めると、満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。

年金額（満額の場合）  
年額78万9000円（月額6万5075円）

### 高度処理型浄化槽設置費助成のご案内

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町の下水道事業計画区域以外の地域、または、下水道の整備が当分の間見込まれない下水道事業計画区域内の地域に環境配慮型浄化槽を設置する場合、および単独処理浄化槽から転換する場合における単独浄化槽の撤去、配管工事について予算の範囲内において費用の一部を助成します。



#### 高度処理型浄化槽設置費助成について

##### ▼補助金交付対象

- 既存の単独処理浄化槽や汲み取り便槽から高度処理型浄化槽への転換による浄化槽設置
- 既存の汚水処理未普及解消につながる新築家屋への浄化槽設置
- 単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽に転換する場合における浄化槽の流入管（便所、台所、風呂などから排水）およびますの設置ならびに住宅の敷地に隣接する側溝などまでの放流管の接続に係る工事

- ▼申請期間 随時、申請を受け付けます。（土・日曜日、祝日を除く）
- ※予算範囲内の先着順になります。
- ▼申請時必要書類
  - ・補助金交付申請書
  - ・案内図
  - ・平面図
  - ・排水経路図
  - ・工事見積書の写し
  - ・建築確認済証の写しまたは浄化槽設置届出書の写し
  - ・登録浄化槽管理票（C票）
  - ・登録証の写し
  - ・保証登録証
  - ・浄化槽設備士免状の写し
  - ・浄化槽工事業者届出書の写し
  - ・放流同意書の写し※放流を伴う場合
  - ・浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- ▼備考
  - ・浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から令和4年2月末までです。
  - ・補助金の限度額は内容により異なります。
  - 詳細は、町公式ホームページをご覧ください。生活環境課までお問い合わせください。
- ▼申し込み・問い合わせ先 生活環境課 下水道係 ☎68・2211（内線233）



#### ▼老齢基礎年金の請求手続きについて

①「老齢基礎年金のお知らせ」や「年金請求書」などが日本年金機構または共済組合などからご自宅に届きます。

原則として、65歳の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合などから「老齢年金のお知らせ」や「年金請求書」が届きます。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書を紛失された方は、土浦年金事務所または役場保険年金課窓口で年金請求書をお受け取りください。

※共済組合に加入していた方は、加入していた共済組合にご相談ください。

②「年金請求書」を提出します。必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生月の前日以降に提出してください。

年金請求書には、戸籍や住民票などの添付書類が必要です。添付書類は配偶者の有無や年金加入状況などにより変わりますので、年金請求書に同封されているパンフレットや、土浦年金事務所・ねんきんダイヤル（☎0570・05・1165）などでご確認ください。

#### ▼年金事務所の予約申し込みについて

年金事務所へ直接お伺いしてのご相談や、請求書のご提出は、事前予約が必要になります。相談窓口の混雑が予想されますので、「予約受付専用電話」（☎0570・05・4890）から申し込みのうえ、予約日にお伺いください。

#### ▼問い合わせ先

- ・土浦年金事務所（土浦市下高津2・7・29）☎029・825・1170 / 自動音声に従って
- 【1】のあとに【2】をダイヤルしてください。
- ・保険年金課 医療年金係 ☎68・2211（内線176） / 年金加入期間が国民年金【第1号被保険者】のみの方

### 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金



令和3年度より住宅などにおける再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自立・分散型エネルギー設備の導入に要する費用の一部を補助いたします。

#### 自立・分散型エネルギー設備（蓄電設備）導入促進事業補助金について

##### ▼補助対象設備・経費

- ・補助対象設備 自立・分散型エネルギー設備（蓄電システム）
- ※補助対象設備となる蓄電池は、令和2年度または、令和3年度に、国が実施する補助事業における補助対象設備として、国の委託事業者に登録されているものであり、未使用品であること。

##### ▼申し込み・問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係 ☎68・2211（内線236）

##### ▼自立・分散型エネルギー設備（蓄電設備）導入促進事業補助金

太陽光発電システム設置費補助金



### 家電4品目（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン）の処分について



「テレビ、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）、エアコン」は、家電リサイクル法により、販売店が引き取り、家電メーカーがリサイクルする仕組みになっています。町では収集いたしません。

#### テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンの処分方法について

家電4品目を処分する時は、次のように引き取り依頼をしてください。

※引き取り方法や費用につきましては、依頼先の販売店にお問い合わせください。

- ①「その品物を購入した販売店」に引き取り依頼
- ②「買い替えをする販売店」に引き取り依頼
- ③購入した販売店が閉店・不明・遠方などでお困りの方は、「町内の家電販売店（リサイクル協力店）」に引き取り依頼

#### ▼町内の家電販売店（リサイクル協力店）

- ・（有）エビハラ電器店（布川1944）☎68・2904
- ・（有）小池家電 利根店（布川454・291）☎68・6895
- ・杉野デンキ（布川3400）☎68・2322

#### ▼問い合わせ先 生活環境課 廃棄物対策係

☎68・2211（内線234）

蓄電システム制御装置など）および付属品の購入費、工事費（据付け・配線工事など）

##### ▼補助金額 5万円

##### ▼申請期限 12月24日（金）

※先着順での受け付けとなり、電話などでの仮予約はできませんので、ご了承ください。

詳細につきましては、町公式ホームページに掲載または生活環境課窓口にて配布しております「補助金交付の手引き」をご覧ください。

